

カンタツ株式会社の不適切な会計処理による決算訂正について

シャープ株式会社

当社は、当社の連結子会社であるカンタツ株式会社（以下「カンタツ」といいます。）及びその子会社2社（平湖康達智精密技術有限公司（以下「平湖」といいます。）及び連雲港康達智精密技術有限公司（以下「連雲港」といいます。また、「カンタツ」、「平湖」、「連雲港」と併せて「カンタツグループ」と総称いたします。）において、売上計上要件を満たさない売上計上等の不適切な会計処理がなされていたことから、2021年3月、これらの売上の取消や棚卸資産評価損の計上、固定資産の減損の計上、その他の当社連結決算における未修正事項の修正として決算訂正を行いました。その概要及び再発防止の取組については以下のとおりです。

このような事態に至り、株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様にはご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組み、信頼回復に努めてまいります。

1. 決算訂正の内容

① 訂正した決算短信等

【有価証券報告書】	第125期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日） 第126期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【四半期報告書】	第125期第2四半期（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日） 第125期第3四半期（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日） 第126期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日） 第126期第2四半期（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日） 第126期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日） 第127期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日） 第127期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）
【決算短信】	2020年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）
【四半期決算短信】	2021年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結） 2021年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）

② 決算訂正による業績への影響額

(単位：百万円)

期間	項目	訂正前	訂正後	影響額	増減率
第125期 2019年3月期 第2四半期	売上高	1,129,035	1,125,243	△3,792	△0.3%
	営業利益	47,002	42,029	△4,973	△10.6%
	経常利益	43,212	38,239	△4,973	△11.5%
	当期純利益	40,930	36,266	△4,664	△11.4%
	総資産	1,878,179	1,874,287	△3,891	△0.2%
	純資産	431,702	427,909	△3,793	△0.9%
第125期 2019年3月期 第3四半期	売上高	1,771,537	1,770,170	△1,367	△0.1%
	営業利益	68,247	66,390	△1,857	△2.7%
	経常利益	62,016	60,159	△1,857	△3.0%
	当期純利益	63,079	61,931	△1,148	△1.8%
	総資産	1,962,699	1,962,968	269	0.0%
	純資産	444,673	444,547	△126	△0.0%

期間	項目	訂正前	訂正後	影響額	増減率
第125期 2019年3月期 通期	売上高	2,400,072	2,394,767	△5,304	△0.2%
	営業利益	84,140	77,388	△6,751	△8.0%
	経常利益	69,011	62,849	△6,162	△8.9%
	当期純利益	74,226	64,012	△10,214	△13.8%
	総資産	1,866,349	1,848,551	△17,797	△1.0%
	純資産	372,471	357,331	△15,140	△4.1%
第126期 2020年3月期 第1四半期	売上高	514,992	514,634	△357	△0.1%
	営業利益	14,613	13,213	△1,400	△9.6%
	経常利益	13,938	11,980	△1,957	△14.0%
	当期純利益	12,543	8,767	△3,776	△30.1%
	総資産	1,846,463	1,829,778	△16,684	△0.9%
	純資産	267,378	250,612	△16,766	△6.3%
第126期 2020年3月期 第2四半期	売上高	1,120,665	1,117,101	△3,564	△0.3%
	営業利益	36,957	35,114	△1,842	△5.0%
	経常利益	33,107	29,425	△3,681	△11.1%
	当期純利益	27,397	21,874	△5,523	△20.2%
	総資産	1,865,294	1,847,872	△17,421	△0.9%
	純資産	293,129	272,373	△20,756	△7.1%
第126期 2020年3月期 第3四半期	売上高	1,755,574	1,750,437	△5,137	△0.3%
	営業利益	66,377	61,791	△4,586	△6.9%
	経常利益	64,119	59,777	△4,342	△6.8%
	当期純利益	52,441	46,107	△6,333	△12.1%
	総資産	1,930,485	1,913,072	△17,413	△0.9%
	純資産	335,722	313,728	△21,993	△6.6%
第126期 2020年3月期 通期	売上高	2,271,248	2,262,284	△8,963	△0.4%
	営業利益	52,773	51,464	△1,309	△2.5%
	経常利益	55,541	50,175	△5,365	△9.7%
	当期純利益	20,958	13,726	△7,232	△34.5%
	総資産	1,832,349	1,811,907	△20,441	△1.1%
	純資産	295,138	270,959	△24,179	△8.2%
第127期 2021年3月期 第1四半期	売上高	517,290	514,468	△2,821	△0.5%
	営業利益	9,083	9,858	775	8.5%
	経常利益	7,794	11,284	3,489	44.8%
	当期純利益	7,950	8,196	246	3.1%
	総資産	1,837,991	1,823,247	△14,743	△0.8%
	純資産	297,930	276,509	△21,420	△7.2%
第127期 2021年3月期 第2四半期	売上高	1,142,165	1,143,453	1,288	0.1%
	営業利益	27,599	29,645	2,046	7.4%
	経常利益	24,213	29,882	5,669	23.4%
	当期純利益	22,519	23,765	1,245	5.5%
	総資産	1,844,796	1,831,173	△13,623	△0.7%
	純資産	309,246	289,471	△19,775	△6.4%

※表中の「当期純利益」は「親会社株主に帰属する当期純利益」を指します。

2. 決算訂正に至る経過

(1) 調査委員会の設置に至る経緯

当社は、カンタツにおいて多額の売掛金の滞留があったことから、このような滞留が生じた経過・原因について内部監査を実施することとし、2020年11月、当社の監査部によって監査を実施

した結果、不適切な会計処理が存在するとの認識に至り、2020年12月25日、当社取締役会において、外部専門家が主体的・主導的に調査を行う調査委員会を設置し、徹底した網羅的な調査を実施することといたしました。

(2) 調査委員会の概要

ア 構成

- ・委員長：村中 徹（弁護士法人第一法律事務所 弁護士）
- ・委員：加藤正憲（加藤公認会計士事務所 公認会計士）
- ・委員：姫岩康雄（シャープ独立社外取締役・監査等委員・姫岩公認会計士事務所 公認会計士）
- ・委員：榊原 聡（シャープ管理統轄本部管理本部 本部長）

なお、当委員会は、上記のほか外部の弁護士3名、公認会計士及びフォレンジック専門家23名のほか、シャープ調査チーム（社内弁護士2名を含む）を調査補助者といたしました。

イ 調査の概要

調査は、主としてカンタツグループを対象として、同グループを連結子会社化した直後の2018年4月から2020年12月を対象期間とし、関係者へのインタビューや会計データ、取引記録・会計資料その他の関連資料等の閲覧及び検討、外部取引先への取引内容の照会、メール等のデジタルフォレンジック調査、アンケート等により実施されました。

詳細については、後記調査報告書をご参照ください。

(3) 調査結果

2021年3月12日、当社は、調査委員会から調査報告書の提出を受けました。
調査報告書については、以下をご参照ください。

2021年3月12日付け「調査委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」
(<https://corporate.jp.sharp/ir/pdf/2021/210312-2.pdf>)

3. 不適切な行為の概要及び原因

(1) 行為の概要

本件で行われた不適切な行為の内容について、当社の認識は調査報告書と相違は無く、その概要は以下のとおりです。

- ・注文がないにも関わらず、売上を計上する。
- ・商社に販売した取引について、商社が転売できない場合は返品ができる等の特約が付されており、商社への販売時点では売上計上が認められないにも関わらず、売上を計上する。
- ・販売したもものとして売上が計上されている商品を買戻す（循環取引）
- ・棚卸資産の評価損を計上すべき状況であるにもかかわらず、棚卸資産を売却したことにして評価損の計上を回避する。

(2) 背景及び主たる原因

本件の背景としては、調査対象期間においてカンタツグループの経営・業績が不振であったことが挙げられます。

かかる状況下で、同社の経営幹部は、当社へ報告していた売上・利益等に関する経営計画について、それを達成すること（または達成しているように見せかけること）を同社幹部・従業員に明示的あるいは黙示的に求め、従業員はその指示に従い、あるいはその意向を忖度した結果として、実体の無い取引を作出したり、取引の実現可能性が低い時点で早期に売上・利益を計上したり、また費用の計上をしたりしたものと認識しております。

(3) 原因（目的・動機）・問題点

ア カンタツにおける原因、問題点

① 経営幹部のコンプライアンス意識の欠如

前記のとおり、カンタツ経営幹部は、計画どおりのあるいは黒字の業績を達成しなければならないとのプレッシャーを回避するため、カンタツが当社へ報告していた売上・利益等に関する業績について、経営計画を達成すること（達成しているように見せかけること）を優先して、適切な会計処理、特に収益認識に関するルールを知らずにあるいは意図的にこれを軽視・無視し、本件行為に至ったものと理解しております。

その背景には、カンタツ経営幹部において、財務諸表の信頼性維持の重要性の認識、会計基準の理解が欠如しており、プレッシャーを回避するためならルールを逸脱することも厭わないという意識を有していたことが、本件が発生した最も大きな原因と考えております。

② 従業員の意識醸成の不十分さ

カンタツ経営幹部の指示またはこれらに対する付度により、カンタツ従業員の間にも経営幹部と同様の意識が醸成され、不正ではないかとの疑問を持った者も具体的な行動（例えば、カンタツの監査役に対する相談や内部通報の利用等）がなされませんでした。このことは、カンタツにおいて、不正を通報する意識の醸成や制度の周知が不足していたためと考えております。

③ 手続の不順守と相互牽制の欠如

不適切な処理の過程において、カンタツグループでは、与信申請、契約書締結、売上計上、仕訳承認のプロセス等、取引の実行に関する適切な手続が無視され、十分な相互牽制が働いていませんでした。

イ 当社における問題点

④ 規範意識の醸成が不十分であったこと

業績達成のプレッシャーを受けた状況下においても、財務報告の信頼性が維持されるよう行動すべきところでありましたが、本件においてはカンタツでは安易に不適切な行動がとられておりました。当社として、子会社等の役員・社員に対するメッセージの発信、研修等の実行など、財務報告の重要性の認識や規範意識の醸成に向けた取り組みが不十分であったと認識しております。

⑤ 管掌体制の不備

当社においては、子会社を管掌責任者や経営管理部門が管理する体制としておりますが、カンタツとの関係性や経営管理の知見等の点で、カンタツを十分に管理できる部門ではありませんでした。また、本社においては、カンタツの状況を適切に把握し、上記管掌責任者や経営管理部門による管理を補完することができておりませんでした。

⑥ 経営管理（モニタリング）が不十分であったこと

本件においては、カンタツの会計監査人の監査報告において発注の無い売上計上や他の売掛債権の残存状況について懸念が示されていたことや、同社が資金繰りに窮していたといった状況が生じていましたが、前記⑤のとおり管掌体制のもとでは、そのことが把握されていませんでした。管掌責任者や本社部門によるモニタリングが不足していたと認識しております。

⑦ 内部通報制度等の周知不足

カンタツ従業員の中には、不正ではないかとの疑いを持った者がいましたが、シャープの内部通報制度が利用されませんでした。当社グループの内部通報制度等の周知徹底が不十分であったと認識しております。

4. 再発防止に向けた改善措置（実施済のものを含みます）

当社は調査委員会の調査報告書及び当社による原因分析を踏まえ、以下のとおり改善措置を講じてまいります。

(1) 会計基準の順守等コンプライアンスに関する意識の醸成、会計知識の強化

ア メッセージの発信（従業員が重視すべき事項の周知徹底）

本件は、子会社経営陣によって行われた不正事案であり、その動機としては当社からの業績達成に対するプレッシャーを回避するためであったものと考えております。当社としては適切な要求であったと認識しているものの、受け手の状況によっては不適切な行為に至る恐れがあることを認識し、また、不適切な行為によって、経営判断の機会を失し、かつ、当社に対する信頼・信用が損なわれるリスクがあることを改めて認識いたしました。

このような認識のもと、2021年3月に、シャープ代表取締役 会長執行役員 兼 CEOから、当社及び全子会社の全役職員へ向けて、今回の事案の説明、業績達成・黒字確保以上に適切な財務報告が重要であること（不正を行うなどはもつてのほかであること）、二度と同じ過ちを繰り返さないようにしていくこと等を内容とするメッセージを発信しました。

イ シャープ行動規範の徹底によるコンプライアンス意識の醸成

当社は、毎年、グループ全役職員のコンプライアンス意識の向上を目的として「シャープ行動規範に基づくコンプライアンス学習」を行っておりますが、正しい会計処理と透明性のある情報開示を行う意識をより浸透させるため、当社及び全子会社の全役職員を対象とした会計基準順守に係るコンプライアンス学習を追加実施し、コンプライアンス意識の醸成・定着を図ります。

ウ 子会社への適切な経理処理の周知

子会社に対し、改めて売上計上をはじめとして正しい経理処理を行えているか自己点検させ、確実に適切な経理処理を行える仕組み・体制づくりを行うよう徹底しました。また、カンタツにおいては、国際会計基準に基づくシャープグループ会計基準(SGAP)とは異なる処理がなされていたことから、子会社に対してシャープグループ会計基準(SGAP)を再徹底いたしました。

エ 子会社への派遣者等に対する研修

子会社への派遣者や新たにグループ会社になった国内外子会社に対して、本件を題材とした教材による研修を実施いたします。

(2) 相互牽制の強化、手続順守の徹底、監査・監督の強化

ア カンタツにおける重点業務プロセスの整備・統制強化

調査において不備があると考えられた得意先管理、与信管理、売上計上等の業務プロセスについて、適切なプロセスを定めて文書化し、カンタツによる自己点検及び評価を通じてその浸透を図ります。

イ カンタツにおけるガバナンスの強化

カンタツの取締役会等による監督が十分になされるよう、取締役会等へ報告を求める事項を明確にするとともに、報告においては法務、会計、税務等のリスクを明らかにすべきこと等を、カンタツ内において周知徹底するとともに、カンタツの取締役会や監査役、内部監査部門は、運用状況をモニタリングしてまいります。

ウ 内部通報制度の周知・徹底

当社は、当社及び国内の子会社の全役職員に対して内部通報制度に関するアンケートを実施し、制度の周知と改善を図っておりますが、今回の事案を踏まえ「おかしいと思ったことは躊躇せずに通報する」ことの啓蒙を目的として、2021年3月に当社及びカンタツを含む国内子会社に対してアンケートを実施しました。アンケートで寄せられた意見、改善提案等を社内で検討し、内部通報制度の運用改善を図ってまいります。

(3) 当社による子会社の管理・監督・監査体制の強化

ア 子会社を管理する体制の見直し

子会社の管掌体制として、子会社の経営を監督する経営管理部門について、事業に直接関与せず、かつ、経営管理の知見を有する部門を経営管理部門に設定し直し、管掌体制を強化しました。

イ 子会社モニタリングの強化

子会社に対して、取引先毎の回収遅延債権の状況を本社管理本部に報告させることといたしました。また、当該状況については本社管理本部が監査部と情報共有し、適時に監査がなされるよ

うにいたしました。

ウ 内部監査の強化（全般）

子会社に対する管理・監督を実効的なものとするためには、適時適切な監査の実施が必要であることから、内部監査の強化を図るべく、以下の取組みを推進してまいります。

- ・不正リスクに準じた監査対象会社の優先付け
- ・不正の早期発見・牽制・未然防止の視点でチェック事項や方法を見直し
- ・経営管理部門と経理部門の連携強化
- ・内部監査部門の人員強化

以 上